

No.	要旨	質問	回答
1	対象施設の面積按分について	<p>06様式の「按分後の面積計算書」に関する質問です。</p> <p>①ショートステイも按分して面積を出すようになっていますが、ショートステイは今回の補助金の対象にはならないのでしょうか。</p> <p>②同一建物内にショートステイが併設されている場合、居室以外の廊下・エレベーター等の共用部分の面積の出し方について、施設区分ごとの按分方法として居室数の割合を用いて算出する方法で問題ないでしょうか。もし他に適切な按分基準がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。</p> <p>③「その他の施設」の面積に関する考え方ですが、同一建物内に他の事業所が入っている場合、その面積がこの部分にあたるという認識で間違いないでしょうか。</p>	<p>①越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱において、老人短期入所施設（以下「ショートステイ」という。）については、創設のみが補助の対象となっています。このため、特別養護老人ホーム又は養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム等」という。）施設内にあるショートステイの大規模修繕に関しては、特別養護老人ホーム等の居室が空床であった場合に利用する、空床利用型ショートステイである場合を除き、補助の対象外となります。</p> <p>②共用部分の面積の積算については、居室数の割合ではなく、特別養護老人ホーム等、ショートステイ、その他の施設それぞれの専用面積の面積比での按分となります。細かい積算方法については、様式6のエクセルシートに添付されている記入例のタブをご確認ください。</p> <p>③お見込みのとおりです。</p>
2	補助対象額の算出方法について	<p>同一建物内にショートステイが併設されている場合、補助金額は施設区分ごとの按分率により算定するかと思いますが、募集要項に記載の「1床あたり109万円」を用いる際、以下のどちらの計算方法が適用されるのかご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①施設全体の床数 × 109万円 × (特別養護老人ホーム等の按分率) ②特別養護老人ホーム等の床数 × 109万円 × (特別養護老人ホーム等の按分率)</p>	<p>大規模修繕の補助金の交付額については、越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱第5条第2号において、「別表第1の第1欄に掲げる施設種別及び第2欄に掲げる整備区分ごとに、同表の第4欄に掲げる対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額の2分の1の額と、同表の第3欄に掲げる基準額に当該施設の定員数（改修増床にあっては、増加定員数）を乗じて得た額の合計額とを比較して少ない方の額」としています。</p> <p>つまり、(特別養護老人ホーム等専用部分の対象経費) + (共用部分の対象経費に特別養護老人ホーム等の按分率を掛けた金額) が上記で示すところの対象経費の実支出額となります。なお、特別養護老人ホーム等とショートステイの経費が全て合算されているような積算（見積り）の場合は、総事業費のうち対象となる工事の費用に特別養護老人ホーム等の按分率を掛けた金額が対象経費の実支出額となります。</p> <p>以上のとおり、特別養護老人ホーム等の按分率については、共用部分に係る対象経費の算出に使用するもので、ご質問の①、②のどちらを適用するものではありませんのでご留意ください。</p>
3	施設整備を行うことを議決した理事会（評議員会）の議事録について	特別養護老人ホーム等大規模修繕提出書類一覧に記載されている提出書類について、「11 施設整備を行うことを議決した理事会（評議員会）の議事録」とありますが、理事会及び評議員会の両方とも開催し、両方とも承認を得たうえで、理事会の議事録及び評議員会の議事録の両方とも提出するということでしょうか。	<p>議事録に関して、本市いたしましては、理事会や評議員会等の両会開催及び両議事録の提出までを求めているものではございません。貴法人における、最終的な意思決定機関（合議体）等が行った「施設整備（大規模修繕）に係る議決時の議事録」をご提出いただきたいと存じます。</p> <p>なお、本回答は、各法人の意思決定のプロセスを限定するものではないことを申し添えます。</p>

4	補助対象の可否について	<p>1. 居室やユニット内の壁について、巾木やクロス、下地の劣化箇所が多数見られるのですが、補助対象になりますか？</p> <p>2. 汚物処理室について、建具修繕（塗装補修およびハンドルの交換）や壁面修繕は補助対象になりますか？</p> <p>3. 汚物処理室の壁出隅について、壁補修およびコーナーガードの設置は補助対象になりますか？</p> <p>4. 排水管の高圧洗浄は補助対象になりますか？</p>	<p>特別養護老人ホーム等大規模修繕費補助事業に関しては、老朽化した施設の維持継続と長寿命化を図るため実施するものです。このため、その手引きにおいて、本事業の整備内容及び補助対象外経費を1ページ目に、また、補助対象外経費の最後に列記する「補助事業に係る施設整備に要する費用として適當と認められない費用（以下「除外費用」という。）」の例を2ページ目に、それぞれお示ししております。</p> <p>除外費用の例では、通常の施設管理で対応すべき修繕などを掲げ、さらにその一例として「クロスの貼り替え」を挙げておりますが、単に経年劣化或いは模様替えのために行うクロスの貼り替えは、除外費用であり認められません。一方、例えば、壁や柱に入っている鉄筋の爆裂などにより、（施設の維持継続などのために）当該壁、柱を今回の大規模修繕として工事するためクロスをはがし、その後、新たなものを貼り替えるような場合は、一体的な工事であると考え、対象経費として認めるものとします。同様に、排水管内の高圧洗浄に関しても、給排水設備工事に関わる必要不可欠な高圧洗浄は、一体的な工事のものとして対象経費として認めますが、給排水設備工事が伴わない単なる高圧洗浄のみの場合は、除外費用となります。</p> <p>現状、特定の箇所について写真等で提示されたとしても、補助対象となるか否かの個別具体的な判断はできかねます。また、これらに関しては、応募締切後、提出物を当課で確認のちに実施するヒアリング等において、個々に確認していくこととなりますので、ご了承ください。</p> <p>なお、こうした適否の判断につきましては、本事業の建物劣化度調査報告書作成に携わる1級建築士等に、あらかじめご相談いただくなど、各法人において適宜ご検討ください。</p>
5	重要な事項(工事内容等)の変更について	<p>手引きP8の「次の①又は②に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。」において、②重要な事項(工事内容等)の変更があった場合」とはどの程度の工事内容でしょうか？</p>	<p>重要な事項(工事内容等)の変更があった場合は、書類提出後から審査結果通知までに、当初と全く異なる箇所の修繕を行う場合や、修繕内容を大幅に変更するなど、審査結果に重大な影響を及ぼす場合等を想定しています。ただし、これに限定するものではないことを申し添えます。</p>